

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 〔政令〕

## 〔日本〕

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する件(政令二四五)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する件(同三九)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二三一)
- 環境省定員規則(環境二八)
- 日本国に帰化を許可する件(同三九六)
- ナンプラ州中学校改善計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国との間の書簡の交換に関する件(外務三九五)
- 日本国に帰化を許可する件(同三九六)

- 不動産登記規則第三十六条第一項第一号等の規定に基づき登記所を指定する件(法務三九五)
- 都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件(国土交通二〇三七)
- 砂防法第一条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同二〇三八)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(同二〇三九)
- 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務三四)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二三一)
- 環境省定員規則(環境二八)

## 〔省令〕

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する件(政令二四五)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する件(同三九)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二三一)
- 環境省定員規則(環境二八)
- 砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同二〇三九)
- 砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同二〇四一)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の十三の規定に基づき、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件(環境二三四)

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の十三の規定に基づき、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件(環境二三四)

〔公 告〕  
〔官 告〕  
〔諸事項〕

- 最低賃金の改正決定に関する公示(佐賀労働局最低賃金公示一)(速報)(気象庁)
- 閣議決定等事項(日本と世界の天候(平成二十四年八月))
- 裁判所(第三者所有物の没収、司法書士法人懲戒処分、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係)
- 相続、失踪、破産、免責、再生関係
- 平成二十三年度共済組合の決算(農林水産省・林野庁)関係
- 地方公共団体
- 教育職員免許状失効関係
- 会社その他

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について(農林水産省)

## 官庁事項

## 内閣 法務省 外務省

## 〔国会事項〕

## 〔人事異動〕

## 〔国際事項〕

## 〔官庁報告〕

労 動

本号で公布された  
法令のあらまし

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二四五号)(厚生労働省)  
次に掲げる物を毒物に指定することとした。  
(第一条関係)

(一) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤  
(二) 一・三ジシアノー・四ジチアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤  
(三) アントラキノン五〇パーセント以下を含有するものを除く。

(四) トリプチルアミン及びこれを含有する製剤  
(五) ヘキサキス(β・β-ジメチルフェネチルジスタンノキサン(別名酸化フエンブタスズ)及びこれを含有する製剤  
及びこれを含有する製剤  
次に掲げる物を劇物に指定することとした。

(一) 第一条第一項関係  
(二) 二・四一ジクロロー-二-トロベンゼン及びこれを含有する製剤  
(三) 二・三・ジシアノー・四ジチアントラキノン(別名ジチアノン)五〇パーセント以下を含有する製剤  
(四) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤  
(五) ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤  
この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年九月二十一日

政令

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和十五年法律第三百三号）第一十三条の八並びに別表第一第一八号及び別表第二十九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の次に次の二号を加える。

五の一 オルトケイ酸テラメチル及びこれを含有する製剤

第一条第十号の三の次に次の二号を加える。

十の四 二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有するもの

を除く。

第一条第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次

の二 加える。

十六の二 一・ジメチルヒドラン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の二号を加える。

十九の四 トリプチルアミン及びこれを含有する製剤

第一条二十四号の五の次に次の二号を加える。

二十四の六 ヘキサキス（β・β-ジメチルフエニチル）ジスタンノキサン（別名酸化フエンブタ

スズ）及びこれを含有する製剤

第一条第三十二号中（89）を削り、（90）を（89）とし、（91）から（170）までを（90）から（69）までとし、同項中第四

の二を（89）とし、（91）から（170）までを（90）から（69）までとし、同項中第四

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の大並びに第一条第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の大に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあっては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十一号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するもの）に該当するものに限る）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う（当該営業については、平成二十四年十二月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。）
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十一月三十日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。
- 4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十一月三十日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。
- 5 この政令の施行前にした旧令第一条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○省令

厚生労働大臣 小高山洋子

内閣総理大臣 野田 佳彦

省令

○法務省令第三十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第八百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。並びに商業登記法（昭和三十八年法律第八百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第五十号の六を第五十号の七とし、第五十号の二から第五十号の五までを一号ずつ

繰り下げ、第五十号の次に次の二号を加える。

五十の二 二・三・ジプロモロパン一一オール及びこれを含有する製剤

第一条第一項中第五十五号の三を削り、第五十五号の五を

第五十五号の四とし、第九十八号の八を第九十八号の十とし、第九十八号の五から第九十八号の七ま

でを二号ずつ繰り下げ、第九十八号の四を第九十八号の五とし、同号の次に次の二号を加える。

十九の六 二-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

第一条第一項中第九十八号の三を第九十八号の四とし、第九十八号の二の次に次の二号を加える。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

河支局の款同支局の項中「東白川郡」を「東白川郡の内」に改め、同款須賀川出張所の項を削る。

別表さいたま地方法務局の部久喜支局の款同支局の項中「南埼玉郡の内」を「白岡市」に改める。

第一條 登記事務委任規則(昭和14年法務府令第111号)の一部を次のよう改定する。

第一項に次の一項を加える。

3 横浜地方法務局厚木支局管内神奈川県秦野市に属する地域内の登記事務(商業登記の事務を除く)は、横浜地方法務局西湘一宮支局で取り扱われる。

第七条第四項を削り、同条第五項中「御前崎市御前崎、山形及び牧之原市並びに」を「牧之原市及び」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十六条中「富岡出張所及び須賀川出張所」を「及び富岡出張所」に改める。

### 附 則

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表されたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

○厚生労働省令第三百三十一号  
毒物及び劇物取締法(昭和15年法律第31号)第四条の三第一項の規定に基いて、毒物及び

劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十四年九月一日

○厚生労働省令第三百三十一号  
毒物及び劇物取締法(昭和15年法律第31号)第四条の三第一項の規定に基いて、毒物及び

劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十四年九月一日

○厚生労働省令第三百三十一号  
毒物及び劇物取締法(昭和15年法律第31号)の一部を次のとおり改正する。

厚生労働大臣 小畠山洋子

別表第一毒物の項第九号及び第十号を次のとおり改める。

平成二十四年九月一日

○厚生労働省令第三百三十一号  
毒物及び劇物取締法(昭和15年法律第31号)の一部を次のとおり改正する。

平成二十四年九月一日

○厚生労働省令第三百三十一号  
毒物及び劇物取締法(昭和15年法律第31号)の一部を次のとおり改める。

平成二十四年九月一日

○厚生労働省令第三百三十一号  
毒物及び劇物取締法(昭和15年法律第31号)の一部を次のとおり改める。

平成二十四年九月一日

○厚生労働省令第三百三十一号  
毒物及び劇物取締法(昭和15年法律第31号)の一部を次のとおり改める。

平成二十四年九月一日

○厚生労働省令第三百三十一号  
毒物及び劇物取締法(昭和15年法律第31号)の一部を次のとおり改める。

平成二十四年九月一日

○環境省令第三百三十一号  
環境省定員規則(平成14年9月11日)

環境大臣 細野 韶

(本省及び原子力規制委員会の定員)  
環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一、五三七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原子力規制委員会	四十七人	事務局の職員の定員とする。
合計	一〇一〇人	

(本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員)

第一條 本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員は、前条に

定めたる本省または原子力規制委員会の定員の範囲内において、環境大臣が別に定める。

九月十九日)から施行する。

附 則

この省令は、原予力規制委員会設置法(平成14年法律第47号)の施行の日(平成14年

九月十九日)から施行する。

○法務省告示第三百九十五号  
不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)

第三十六条第一項第一号及び第二項第一号並びに  
第三十三条第五項第一号(これらの規定を同規  
則及び他の省令において準用する場合を含む)並  
びに同規則第一百三十八条第五項第一号、抵当証  
券法施行細則(昭和六年司法省令第111号)第  
一百三十九号及び第100号を次のとおり改める。

二十一条第一項第一号、鉱害賠償登録規則(昭和  
三十年法務省令第47号)第十一条第五項第一  
号及び第二十条第一項第一号、船舶登記規則(平成17  
年法務省令第17号)第十一条第一項第一号  
及び第四十五条第五項第一号、農業用動産抵当登  
記規則(平成17年法務省令第19号)第110号  
六条第五項第一号並びに建設機械登記規則(平成  
17年法務省令第20号)第三十二条第五項第一  
号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年九月一日

○法務省告示第三百九十六号  
法務大臣 法務大臣 指定の効力が生ずる日  
平成二十四年十月九日

平成二十四年九月一日

所の管轄に属する事務局において取り扱わる事務  
法人の申請又は請求が該当する場合の福島地方  
法務局郡山支局及び白河支局

この指示は、平成二十四年九月一日から施  
行する。

○法務省告示第三百九十七号  
法務大臣 法務大臣 指定の効力が生ずる日  
平成二十四年十月九日

平成二十四年十月九日